

令和8年第6回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和8年6月25日（木）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和 8 年第 6 回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和 8 年 6 月 2 5 日						
招 集 場 所	東串良町役場委員会室（3 階）						
開催の日時 及び宣言	開会	令和 8 年 6 月 2 5 日 午前 1 0 時 0 0 分				議長	大村 教男
	閉会	令和 8 年 6 月 2 5 日 午前 1 0 時 4 0 分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数 8 名 欠席数 名	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
	○		村吉 博美	○		谷口 憲三	
会議録署名委員	2 番	松留 立美		3 番	稲村 照隆		
出席した事務局職員	局長 次長	上野 勝志 瀧川 佑造		書記	宮之前 博一 出水 翔太・中村 一雅		
会議 に付 した 事項	日程第 1 議案第 2 7 号 農用地利用集積等促進計画案の意見について						
	日程第 2 議案第 2 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について						
	日程第 3 議案第 2 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による転用許可申請について						
	日程第 4 議案第 3 0 号 非農地証明願について						
	日程第 5 議案第 3 1 号 あっせん委員の選任について						
	日程第 6 議案第 3 2 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他実施状況について						

開会 午前 10 時 00 分

議長（大村）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

（全出席で16名）

出席者16名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和8年第6回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員を、2番松留立美委員と3番稲村委員にお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

農用地等の利用権の賃借権の合意解約が7件21筆、使用貸借権の合意解約が1件1筆ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いいたします。それでは議事に入る前に事務局から、令和8年5月定例総会資料に一部訂正があるとのことなので、事務局の方から報告をお願いします。

事務局（出水）

それでは、報告させていただきます。

5月定例総会資料において、議案第22号農用地利用集積等促進計画案の意見についての賃借権の2番につきましては面積と賃料、使用貸借権の10番につきましては面積に誤りがありました。

赤字で訂正を行い、資料の最後に添付させていただきましたので、確認の方をよろしくをお願いいたします。

以上で5月定例総会資料の訂正についての報告を終わらせていただきます。

議長（大村）

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

はじめに、日程第1議案第27号農用地利用集積等促進計画案の意見について議題といたします。

今回は、賃借権が6件、使用貸借権が6件、所有権移転が3件あります。
それでは事務局の説明をお願いします。

事務局（瀧川）

それでは説明いたします。資料1ページをご覧ください。

賃借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 3 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は大崎町の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 3 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 4 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 5 番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇子さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 6 番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 2 ページをご覧ください。

使用賃借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 3 ページをご覧ください。

次に 3 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 4 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 5 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 6 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 3 年の利用権設定でございます。

資料 4 ページをご覧ください。

所有権移転の買入の 1 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は鹿児島市の公益財団法人鹿児島県地域振興公社、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による

所有権移転でございます。

資料 5 ページをご覧ください。

所有権移転の売渡の 1 番、譲渡人は公益財団法人鹿児島県地域振興公社、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。

次に 2 番、譲渡人は公益財団法人鹿児島県地域振興公社、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

村吉委員

はい。

議長 大村

村吉委員

村吉委員

1 ページの 2 番の〇〇さん、この方は兄弟と親がなくなっていますが、〇〇さんの名義になってるんですか。

事務局 中村

〇〇さんが出し手で権利を持つ方となりますが、〇〇さんが名義人なんですけど、これが未相続農地でありまして、〇〇さんと娘さんが同意されての中間の貸し借りになります。〇〇さんが代表者となります。

議長 大村

いいですか。

村吉委員

はい。

議長 大村

他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第1議案第27号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案どおり承認することに決しました。

議長 (大村)

次に、日程第2議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、賃借権が1件、所有権移転が3件となっております。

それでは、事務局の説明をお願いしたいところではありますが、資料7ページの賃借権設定の80番の借人については〇〇委員となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。東串良町農業委員会会議規則第25条によって、委員は自己又は同居の親族に関する事項に関しての議事に参与することはできないとなっておりますので、〇〇委員は質疑の間退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (瀧川)

それでは説明いたします。資料6ページをご覧ください。

賃借権設定の80番、貸人は〇〇さん、借人は〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり更新5年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 (大村)

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。
それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

(〇〇委員入室)

議長(大村)

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局(瀧川)

それでは説明いたします。資料7ページをご覧ください。

所有権移転の81番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

次に82番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

資料8ページをご覧ください。

次に83番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。なお、譲受人は町外在住ですが、令和6年10月に現地調査をしているため、省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長(大村)

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第2議案28号農地法第3条の規定による許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第3議案第29号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は申請が2件きており、現地調査を行っております。

それでは、資料9ページ、10ページの、〇〇さんからの申請にかかる現地調査についての報告を村吉委員よろしくお願ひします。

（村吉委員現地調査報告）

それでは説明させていただきます。
令和8年6月15日月曜日に、転用に係る現地調査を私と福岡委員及び事務局職員1名の計3名で実施いたしました。

なお、関係者として、農地の譲受人である〇〇さんが立ち会われました。

今回の転用の目的は、譲受人が代表取締役を務める〇〇建設の事務所建物の安全性を確保するため、事務所に隣接する申請地において、地盤強化及び法面保護のための工事を実施するものです。

申請地では既に簡易的な工事が行われており、申請内容は一部追認案件が含まれることとなりますが、当該工事は梅雨時期や台風時における事務所建物の損傷を防ぐための応急的な措置として実施されたものであり、事前に県の盛土対策室へ相談のうえ、盛土規制法に基づく許可は不要であることを確認していることから、悪質性はないものと考えられます。

申請地は、周辺の農地の広がりから第1種農地に該当するものと思われませんが、本件においては、転用予定面積が隣接する〇〇建設の敷地面積の2分の1以下であることから、不許可の例外である「既存施設の拡張」に該当するものと見込まれ、転用を認めても差し支えないものと思われれます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に資料11ページ、株式会社〇〇さんからの申請にかかる現地調査の報告を谷口委員よろしくお願いします。

（谷口委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。令和8年6月15日月曜日に、転用に係る現地調査を私と松留和江委員及び事務局職員1名の計3名で実施いたしました。

なお、関係者として、本件の借受人である株式会社〇〇さん及び貸付人である〇〇さんが出席されました。

本件の転用目的は、砂採取業者である借受人が申請地において砂を採取するものであり、転用期間は1年間となっております。

申請地は地域計画区域外の農地ですが、周辺の農地の広がりから、第1種農地に該当するものと思われまます。

しかしながら、本件では、転用期間が1年間に限定された一時的な利用であることから、不許可の例外である「農地の一時転用」に該当すると見込まれ、転用を認めても差し支えないものと思われまます。

以上で報告を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

議長 (大村)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第3議案第29号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長 (大村)

次に、日程第4議案第30号非農地証明願について議題といたします。

今回は、申請が1件あり、現地調査を行っております。

資料12ページの〇〇さんからの申請につきまして、現地調査の報告を松留和江委員お願いします。

(松留和江委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和8年5月14日木曜日に、非農地証明に係る現地調査を私と谷口委員及び事務局職員2名の計4名で実施いたしました。

なお、本件につきましては、当初は砂採取を目的とした農地転用申請に係る現地調査として実施したものでしたが、現地確認の結果、申請地は既に農地の状況を失っており、また、砂採取後に農地として復元する予定もないとの説明があったことから、地目変更のための非農地証明に係る現地調査へ切り替えたものです。

関係者として、砂採取業者である〇〇さんが出席されました。

申請地は、登記地目が畑であるため農地として取り扱われておりますが、現地を確認したところ、長期間にわたり耕作されておらず、荒廃により農地として利用することが困難な状態となっております。また、この状態となつてから既に20年以上が経過しているとのことであり、農地への復元も困難であると認められます。

以上のことから、申請地については非農地として判断することもやむを得ないものと思われまふ。

以上で報告を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 (大村)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(大村)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

議長(大村)

異議なしと認めます。

よって、本案は非農地として承認することに決しました。

以上をもちまして日程4議案第30号非農地証明願についての審議を終えたいと思います。

議長(大村)

次に、日程第5議案第31号農地のあっせん委員の選任について議題といたします。

今月は賃借を求める申出が1件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思っております。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(事務局一任の声あり)

議長(大村)

事務局一任という声がありましたので、まず、事務局の説明をお願いします。

事務局(出水)

それでは、農地あっせん申し出について説明させていただきます。資料13ページをお開きください。

申請人は本町川東に在住している〇〇さんで、農地の賃借を希望されておられます。

申請地はいずれも農用地区域内農地、地域計画区域内農地に該当しており、条件については、選任されたあっせん委員に一任することとありますが、出来る限り有償による権利設定を希望することとです。

なお、申請地は現状若干の荒廃状態となっておりますが、あっせん後に申請人の知人が草を刈っていただける予定があるとのこととです。

資料には申請地周辺の地域計画における担い手を記載しておりますので、あっせんの際には農地の最適化を進めるためにも優先的に話を進めていただきますようお願いいたします。

なお、農地情報をホームページと農業委員会窓口において公開することにも了承を得ています。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（大村）

ありがとうございました。

それでは、事務局一任という声がありましたので、農地のあっせん委員を松留和江委員と松留立美委員、委員長については、松留和江委員にお願いしたいと思います。

また、本議案は、7月15日までを申出期間とします。

あっせん委員は活動において農地賃借の話を受けても、期間中は保留していただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、日程第5議案第31号の農地のあっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議長（大村）

次に、日程第6議案第32号令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の実施状況の公表について議題といたします。

それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局（宮之前）

それでは説明いたします。14ページから19ページをご覧ください。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第6議案第32号令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の実施状況の公表については、原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（瀧川）

7月の現地調査を10日（金）に行います。

新しい委員での臨時総会を7月21日（火）に、定例総会を7月17日（金）に行いたいと思います。

7月の定例総会分の申請締切を6月30日（火）までとします。

議長（大村）

ありがとうございました。

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和8年第6回定例総会を閉会いたします。